

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、山崩れ発生予知施設（以下「施設」という。）を良好な状態に維持保全するために保守点検を行うもので、本仕様書に準拠して実施するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 作業内容

① 作業を行う場所は、次のとおりとする。

- ・ 安佐北区雨量観測監視局（安佐北区役所内）
- ・ 高陽雨量観測局（口田南九丁目）
- ・ 狩留家雨量観測局（狩留家町）
- ・ 三田雨量観測局（白木町大字三田）
- ・ 白木山雨量観測中継局（白木町大字三田）
- ・ 白木雨量観測局（白木町大字三田）
- ・ 井原雨量観測局（白木町大字井原）
- ・ 三入雨量観測局（三入東一丁目）
- ・ 綾ヶ谷雨量観測局（可部町大字綾ヶ谷）
- ・ 勝木雨量観測局（可部町大字勝木）
- ・ 宇賀雨量観測局（安佐町大字久地）
- ・ 久地雨量観測局（安佐町大字久地）
- ・ 小河内雨量観測局（安佐町大字小河内）
- ・ 片廻山雨量観測中継局（安佐町大字鈴張）

② 作業の実施要領は、次のとおりとする。

- ア 業務を行うにあたっては、関係諸法令等を遵守し、施設の機能を常に良好な状態に維持して、故障の予防に万全を期さなければならない。
- イ 総合点検（年1回）においては、特記仕様書のとおり行うものとする
- ウ 保守（日常）点検においては、適宜観測局の雨量計等を点検し、正常な観測ができるよう維持するものとする。
- エ 施設の故障及び事故等を発見したときは、直ちに本市に通報するものとする。

(2) 作業における注意事項

- ① 当該施設の公共性を認識し、何人にも不快感を与えないよう作業すること。
- ② あらかじめ作業従事者及び現場責任者を定め、その住所・氏名を本市に報告するものとする。
- ③ 業務の実施にあたっては、本市と協議して、日時等を決定するものとする。

2 報 告

点検を行った場合、その都度、業務実施報告書を本市に提出するものとする。

3 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議して決定するものとする。

特記仕様書

山崩れ発生予知施設の総合点検は、下記の要領で行うものとする。

記

1. 点検時期

本市と協議のうえ、指定された日とする。

2. 点検内容

- ・ 試験器による動作確認
- ・ 蓄電池（電源）の動作確認
- ・ 太陽電池の点検及び清掃
- ・ 雨量計の点検及び清掃
- ・ 外観点検
- ・ 周囲環境の点検整備（雑草の除去、枝の伐採、整地等）
- ・ ケーブル、コネクタの取付け状況の確認
- ・ 無線機の動作確認
- ・ 総合動作確認

3. その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議して決定するものとする。

